

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会（第1回）
議事録

- 1 日時：令和7年7月23日（水）13:00～14:20
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、
高口専門委員、佐藤専門委員、竹房専門委員、西村専門委員、
宮田専門委員
 - ・ 総務省
湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
飯倉総務課長、井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長
水本事業政策課課長補佐、小杉事業政策課課長補佐
 - ・ ヒアリング対象者
NTT株式会社 服部執行役員経営企画部門長
- 4 議事

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、本日御参集いただきましてありがとうございます。

市場検証委員会第1回の議事進行を務めさせていただきます大橋と申します。主査ということで、大変恐縮ですけれども、闊達な意見交換に資する形でしっかり運営させていただければと思います。よろしく願いいたします。

本日の市場検証委員会の第1回の会合ですけれども、中尾委員が御欠席、荒牧委員が途中での御退出と伺っております、11名の御出席ということになっております。

議事が始まります前に、配付資料について事務局からお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日、配付資料が計7点ございまして、資料1-1から1-6の6点と、参考資料1点となっております。このうち資料1-6につきましては、委員限りの情報が含まれますので、御留意ください。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。議事次第のとおり本日3つ議事がございまして、早速ですけれども、議事の1番目、市場検証委員会の設置についてということで、御

議論させていただければと思います。

こちらのほうは資料1-1にございますが、本年の7月1日に開催されました情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、市場検証委員会の設置が決定されたということでございます。こちらのほうは藤井電気通信事業部会長の御指名ということで、資料1-2にございますけれども、こちらのとりのメンバーということで、本委員会の委員が決定されたということでございます。

委員会設置規定がございまして、これの第2項第4号に基づいて、本委員会の主査代理を決めさせていただくということでございますが、差し支えないようでしたら、主査代理について、名古屋大学の林先生にお願いできればと思います。林先生の御承諾も含めて、いかがでしょうか。

ありがとうございます。林先生は御承諾いただいているということで、ほかの皆さん、特段御異論はございませんか。

それでは、林先生、どうぞよろしく願いいたします。

【林委員】 よろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

次に議事公開の取扱いについてということございまして、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則に準じて原則公開ということで進めてまいりたいと思っております。

ただし、公開する場合においては、当事者及び第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、及びその他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合については、検討の上で適切に対処するというにさせていただきたいと思っております。

また、電気通信事業部会へ御報告をするということになっておりますけれども、主査あるいは主査代理が出席の下で、部会の御報告をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。こちらのほうは特段御異論があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、こちらの案のとおりということで進めさせていただきたいと思っております。

以上、議題の1ということございまして、早速ですけれども、議題の2のほうを進めさせていただきたいと思っております。

こちらの議題ですけれども、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」ということでございます。本件については、今年7月1日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に諮問がなされ、同日に開催された電

気通信事業部会における審議の結果、当委員会において調査・検討を行うということとされたものであります。こちらの実施方針（案）については、7月2日から7月31日までの間に意見募集を行っているところでございます。それを踏まえた上で、事務局から資料1-3、資料1-4を御用意いただいておりますので、まずこちらのほうを御説明いただいた後、意見交換をできればと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料1-3に基づきまして、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」について説明いたします。

1 ページ目をお開きください。諮問の背景及び概要でございます。

2 ページ目をお開きください。実施方針（案）につきましては、本年5月に成立いたしました「電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律」を踏まえまして、本年7月1日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会に諮問がなされたものでございます。今般の改正法では、ユニバーサルサービスの確保や公正競争の確保などについて、時代に即した見直しが図られたところでございます。

3 ページ目をお開きください。改正法の中で、5の「事後検証の実施」が市場検証に直接関係する項目であり、電気通信事業法におきまして、毎年、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の有識者の意見を聴きながら検証することが規定されたところでございます。

本項目につきましては、公布から3月以内の本年8月までの施行を予定しておりまして、その施行準備のために諮問を実施したということでございます。

4 ページ目をお開きください。改正電気通信事業法で法定化された市場検証の概要でございますが、従来、総務省の有識者会議であります「電気通信市場検証会議」で実施してきた市場検証の取組が法定化されまして、新たに審議会の有識者の意見を聴きながら検証する仕組みとされたところでございます。

具体的な市場検証のプロセスは下の図のとおりでございます。まず左端の「実施方針の策定」が審議会の諮問事項とされております。

この実施方針に基づきまして、中央の「競争状況の調査」及び「規制の遵守状況等の調査」を実施し、これらの結果に基づき、右側の「競争関係の確保に関する評価」を実施いたします。

この評価も審議会への諮問事項とされておりまして、審議会で議論しながら実際の評価作業を実施していきたいと考えてございます。

また評価の結果を制度や施策等の見直しに活用することも、改正法で規定されたところでございます。

改正電気通信事業法の関連条文は、5ページを御覧ください。

6ページ目をお開きください。実施方針（案）の概要でございます。電気通信事業法の規定に基づく方針といたしまして、本方針を策定し、これに基づく各年度の市場検証の結果は、審議会の答申を経て、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、制度・施策等の見直しに反映することとしております。

具体的な内容として、まず「電気通信事業者間の競争の状況の調査」について定めてございます。ここでは、移動、固定、法人向けサービス市場につきまして、シェア等の指標を定点観測し、競争状況等の分析を行うとともに、昨今のネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査することとしております。あわせて、国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移など、研究開発への取組状況の把握を行うこととしております。

次に、「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」について定めてございます。ここでは、電気通信事業法やNTT法等で定められた公正競争ルールの遵守状況の確認を行うこととしておりまして、具体的には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制やNTTグループに対する公正競争条件をはじめとする措置の遵守状況等の確認を行うこととしております。

またNTTグループの組織再編に係る対応等といたしまして、NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化などの組織再編が公正競争に与える影響を検討し、必要と判断された場合は、公正競争を担保するための対応を検討することとしております。

最後に、これらの調査結果を踏まえた「適正な競争関係の確保に関する評価」について定めてございます。ここでは、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価

することとしております。

実施方針の全体像は以上で御説明したとおりでございますが、当面の市場検証におきましては、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握、NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化に係る検証、令和8年度までに施行が予定される改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映を視野に入れた対応が重要課題になるものと考えてございます。

以降のスライドで、実施方針の各項目のポイントを御説明いたします。

7ページ目をお開きください。「電気通信事業者間の競争の状況の調査」でございます。

8ページ目をお開きください。固定通信市場と移动通信市場の動向でございます。シェア等の指標を定点的に観測し、このような形で競争状況等の分析を継続的に行うことを想定しております。

9ページ目をお開きください。グループ化の動向を含めた業界の変遷につきましても、定点的に観測してまいりたいと考えております。

10ページ目をお開きください。従来はネットワークレイヤーを中心とした競争状況等の分析を行ってまいりましたが、近年では仮想化・クラウド化等の進展によりまして、プラットフォームのネットワークレイヤーに対する影響力の拡大が指摘されており、こうした実態の把握が喫緊の課題となっております。

11ページ目をお開きください。特に最近では、コアネットワークの重要な制御機能やアクセスネットワークの伝送機能等の仮想化が進展し、仮想化した機能のクラウドへの移管やクラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現する例も出てきているとされております。こうしたネットワークの仮想化・クラウド化等により、公正競争のみならず、様々な課題が顕在化しつつあるのではないかと考えており、市場検証を通じて実態の把握を進めてまいりたいと考えております。

12ページ目をお開きください。仮想化・クラウド化のほかにも、様々な技術の発達が事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえ、研究開発費の推移など、主要事業者の研究開発への取組状況の把握も進めてまいります。

13ページ目をお開きください。研究開発に関しては、昨年のNTT法改正で研究に関する責務が撤廃されたNTTの基礎・基盤的研究への取組状況の把握と、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点からの検証も実施したい

と考えております。

14 ページ目をお開きください。「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」でございます。

15 ページ目をお開きください。電気通信事業法では、ネットワークの開放ルールなど主に非構造的措置が、NTT法では、NTTの巨大性・独占性などに着目した主に構造的措置が定められ、この2つの法律が両輪となって、公正な競争の確保を図っております。これらの措置の遵守状況等について、しっかりと確認していくことが重要になります。

16 ページ目をお開きください。電気通信事業法では、市場支配的事業者であるNTT東西及びNTTドコモに対して、不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化してあらかじめ禁止する禁止行為規制が課せられております。またNTTグループにつきましても、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から、「累次の公正競争条件」に基づき業務を行うこととされてきており、これらの遵守状況の確認も行っております。

17 ページ目をお開きください。累次の公正競争条件の詳細となります。直近のNTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化につきましては、1988年のデータ通信事業の分離の際の公正競争条件が関連するものとなります。

18 ページ目をお開きください。NTTグループの概要でございます。NTT法では、NTT持株とNTT東西について、公正競争確保等の観点から、業務範囲等の規律が設けられております。

19 ページ目をお開きください。NTTグループの変遷でございます。1985年の民営化以降、NTTデータの分離、NTTドコモの分離を経て、1999年にはNTT東西の分割等が行われております。2018年以降はグローバル事業の再編や持株によるNTTドコモの完全子会社化等の動きがございます。

20 ページ目をお開きください。NTTグループの最近の動向でございます。グローバルでの競争を視野に、昨年のNTT法改正で可能になった会社名の変更や外国人役員の登用を実施するとともに、本年5月からNTTデータグループの完全子会社化に向けたTOBが実施されたところでございます。NTTデータグループの完全子会社化につきましては、競争事業者から公正競争上の課題が指摘されており、今後の検証における重要課題と考えております。

以上のほか、21 ページ、22 ページのような公正競争に係る法令・ガイドライン等の遵守状況につきましても、メリハリをつけながら検証してまいりたいと考えております。

23 ページ目をお開きください。「適正な競争関係の確保に関する評価」でございます。

24 ページ目をお開きください。本年5月に成立した改正電気通信事業法では、累次の公正競争条件の法定化や、グループ内の大規模事業者との合併等審査の規定の整備など、公正競争の確保に関する規律の強化が図られております。これらは公布から1年以内となる来年5月までの施行に向けて、今後、省令等でルールの詳細を定めていくことを予定しております。市場検証の内容をしっかりと活用しながら、省令等の整備を進めるとともに、整備されたルールにつきましては、来年度以降の市場検証において遵守状況の確認を行うなど、PDCAサイクルを回してまいりたいと考えております。

25 ページ目をお開きください。本年5月に成立した改正NTT法では、NTT東西の業務範囲規制の緩和が行われたところでございます。こちらも公布から1年以内の施行が予定されておりますので、来年度以降の事後検証の在り方を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

26 ページ目をお開きください。最後に「今後のスケジュール」でございます。

27 ページ目をお開きください。実施方針につきましては、現在、意見募集を行っているところでありまして、意見募集の期間が終了いたしましたら、市場検証委員会において審議し、その後、9月に審議会に答申をお願いしたいと考えております。

9月には実施方針に基づく評価についても諮問し、市場検証委員会において審議しながら、来年夏頃までに令和7年度の評価を取りまとめていければと考えております。

また、先ほど御説明した改正電気通信事業法の関連省令そのものにつきましても、審議会への諮問事項とされておりますので、1年以内の施行に向けて、来年1月頃に審議会に諮問し、必要に応じて市場検証委員会において審議することを予定しております。

事務局からの説明としては以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

市場検証委員会という形では第1回ということとなりますので、市場検証委員会のミッションあるいは我々が所掌する範囲で審議すべき内容、事項について、今、御紹介いただいたということになります。

多くの委員の方々は、この前身の電気通信市場検証会議のこともよく御存じだと思

ますが、一部引き継いでいるところ、あるいは引き継いでいないところがあることをお気づきだと思います。年次計画は作らないとか、あるいはここでの議論を制度・施策の見直しにつなげていくなどという主立ったところに大きな変化があるということです。

そうした点を含めて、委員の方々から、ただいま御説明いただいた点に関して、御意見・コメントがあればいただければと思います。チャット欄で御発言の意思を教えてくださいいただければ、私のほうで指名させていただきます。いかがでしょうか。

事務局とすり合わせていなかったのですが、本日は第1回なので、お一人ずつ御発言を求めてもよさそうですか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。そのような形で進行していただいて問題ございません。

【大橋主査】 それでは、自己紹介がてら、差し支えなければ1人ずつ御発言いただければと思います。

手元の出席者一覧ですと、名前の順になってしまっていて申し訳ないのですが、差し支えなければ名前の順で指名させていただきますので、御発言いただければと思います。最初の委員の方ですけれども、浅川委員、お願いできますでしょうか。

【浅川委員】 日本総研の浅川です。以前から委員として参加させていただいておりますので、本年度も引き続き参加させていただければと思っております。私は学術的な知見ですとか、ノウハウ等は特にそんなに持ち合わせていないのですけれども、普段から市場、特に事業者が競争をどのようにしているかといったところを研究しておりますので、ぜひそういった観点でコメント、発言等をさせていただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

挨拶だけになりますが、以上となります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、田平委員、お願いできますでしょうか。

【田平委員】 東京都立大学の田平と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私は経済法、競争法を専門にしていますけれども、まだまだ不勉強で、毎回この分野は勉強させていただくことのほうが多く、どれだけ貢献できるかと思っているところですが、どうぞよろしくお願いいたします。

御説明をありがとうございました。基本的に何か異議があるとか、反対意見があるな

どということとは全くなく、いろいろ整理していただき感謝申し上げます。

コメントになると思うのですが、事後検証が重要であるということは非常に強く私も思っているところで、そのときの時間的なスパンが検証する内容であるとか、対象によって短いスパンのものが適切な場合もあれば、もう少し幅広に見る項目もあるのかなということを見ると、それぞれの事項によって検討する必要がある可能性もあるのかなというところは思いました。

なかなかそれ自体をどういうふうに検討していくのかということを考えることが負担になるということがあるのかもしれませんが、検証項目が非常に広範囲に、膨大になっているような気もするので、効率的に進めることができれば、そういうことも必要なのではないかと思った次第です。負担を増やす方向でということでは全然ないです。

取り急ぎ以上です。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、矢入委員お願いできますでしょうか。

【矢入委員】 上智大学の矢入と申します。

市場検証の委員会は、私は初めての参加となります。これまでNTT法改正の委員会に関わらせていただいたり、また、内閣府防災の首都直下地震のワーキンググループに情報通信技術活用の観点から参加させていただいたりしておりまして、市場検証というのは防災、産業振興など幅広く影響があり、とても大事なことだと非常に感じております。

自分の研究は情報通信の情報寄りのほうですが、今、日本の通信は市場など非常にいろいろな面でも、とても大事な局面にあるなと思ひまして、身の引き締まる思いで参加させていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もちろん御紹介と併せて資料に対する御意見もあれば、ぜひいただければということだと思います。

続いて、荒牧委員お願いいたします。

【荒牧専門委員】 荒牧でございます。私も前回の会議体から引き続いての参加となります。前回の会議体は非常に日が浅くて、過去の経緯ですとか議論なども、実質的にはまだ十分にキャッチアップできていませんけれども、今後ともぜひ積極的に参加してまい

りたいと思います。

私自身は公認会計士として、委員のほかの先生方のように、この分野に特段の知見があまりあるわけではございませんけれども、総務省をはじめ各省庁のこういった会議のほうは、かなり経験させていただいております。自分も勉強をしながら、少しずつでも微力ながらお役に立てればと思っております。

今、御説明いただいた方針（案）につきましても非常にバランスよく、過不足なく網羅されているのではないかなと感じております。今後ともどうぞよろしく願います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、高口委員お願いできますでしょうか。

【高口専門委員】 静岡大学の高口と申します。

私もこの前身に当たります電気通信市場検証会議から参加させていただいております、引き続きこの市場検証委員会にも参加させていただくことになりました。

前身の電気通信市場検証会議の最後の会でも、少しコメントがあったかと思います。先ほど田平委員からもコメントがあったと思うのですが、私もずっと参加させていただいております、またかつては実務側でも携わっていましたが、年々、検証のボリュームが結構大きくなっていく中で、やはり効率化ということは、これから考えていかなければいけないポイントかなと思っています。

特に今回、市場検証委員会として法定化されたことで、まさにその制度や施策等の見直しを迅速に実施できるように、そういうことに資するための委員会ということで位置づけられているかと思しますので、そういった意味でもポイントとなることを外さずに、どうやって効率的に見ていくかというところは、今後、重要な点かなと思っております。そういった点でもこれからの実施の状況をこの委員会で見させていただければと思っております。どうぞよろしく願います。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、佐藤委員お願いできますでしょうか。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤英司と申します。前身の会議からこちらの会議に参加させていただいております。経済学を専門としております。

もう既に従前の会議から出られている委員の方からも、ボリュームの話、効率化の話

が出ておりますけれども、その一方で、電気通信市場というのは、日々刻々、毎年このような検証をしながらも、市場が大きく変化しています。その中で我々はどういうことをしていればいいのかと、私も微力ながら知恵を絞ってまいりたいところであり、市場の変化や、また社会の様々な変化にどのように対応していくかということは結構難題でございまして、それについてもじっくり考えていきたいと思っている次第でございまして。

今回事務局に御提案いただきました方針案につきましては、全く異論はございません。むしろしっかりやっていきたい状況でありますし、またNTTの企業の構造も大きく変わってまいりますので、かなり注視をしていきたい。また、法令はよりよいものになっていくように考えてまいりたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、竹房委員お願いできますでしょうか。

【竹房専門委員】 国立情報学研究所の竹房と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は今回から参加させていただくことになりまして、これまでの経緯等を把握できておらず、勉強しながらやらせていただけたらと思っています。

私のほうは専門としてクラウドの基盤技術であるとか、通信も含めた基盤技術に関する研究開発をしているというところと、国立情報学研究所のほうでは、学術機関向けのクラウド活用の支援に関する事業もやっているという状況の中で、今回クラウドサービスの実態把握等というような項目が追加されているというところで、参加のお声がけいただいたのかと思っています。

通信事業そのものに関して、そんなに詳しく専門としているというところではないのですけれども、私の知っているところといいますか、クラウドサービスと通信事業との関連というところで貢献ができればと思っています。

またクラウド等に関しましては、やはり国際的な状況は非常に注視していかないといけないような状況もあるかと思っていますので、そういうことも踏まえまして、いい形で議論に参加させていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、西村委員お願いします。

【西村専門委員】 中央大学の西村でございます。独占禁止法という法律を中心とします競争法政策を研究しております。私も前身の会議より引き続き関わらせていただくことになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その上で、まず今回の方針（案）については、非常に了解するものであります。特に今回、市場検証の法定化の重要性という意味があるかと思ひます。資料1－3の4枚目の制度・施策等の見直しにつながるものとして、非常に重要な役割機能を持っていると理解いたしました。

その中でこれまでの構成員の先生方からも御指摘がありました検証のボリュームも重要なのでございますが、やはりそういった検証の継続、連続性というものを確保する一方で、今回、先ほど御指摘いただきましたようなクラウドサービスというものと公正競争などの関係性は非常に重要な論点で、これも追いかけていかなければならないという意味で、今後、市場への影響の重要性を理解しながら、この会議に関わらせていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、宮田委員お願ひできますでしょうか。

【宮田専門委員】 宮田です。私は東京科学大学の工学院に所属しております。研究の内容としましては、通信の品質制御のトラフィックの解析などを行っております。

この会議には初めて今回から参加させていただいておりますので、いろいろ勉強しながら、通信品質制御の観点から意見を述べられればいいかなと思っております。

今回示していただきました方針に関しましては問題ないと思っております。ほかの構成員の先生方もおっしゃっておりましたけれども、かなりボリュームがあるという印象を受けましたので、ポイントを絞って、皆さんと議論できればいいと思っております。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

最後になりますけれども、林委員お願ひできますでしょうか。

【林委員】 名古屋大学の林と申します。私も前身の市場検証会議あるいはその前の競争評価の会議から参加させていただいております。最初に参加したときは新任だったので、馬齢を重ねるうちにすっかり古株になってしまつて、汗顔の至りです。

この市場検証という会議は、これまでも市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行

為規制の遵守状況を確認して、毎年ヒアリング等を通じて、総務省を通じて丁寧に対応を行っていただいているところであります。

またこの枠組みを使って、それ以外の市場動向を含めた公正競争確保のための検証をやってきたわけですが、今回法的な位置づけが付与されることになりましたので、これまでの検証作業を継続し、かつ進化させていただくとともに、今般の市場検証委員会への法定化に当たって、新たな検証課題にも果敢にチャレンジしていただきながら、これまでの検証を俯瞰し、レビューすることも大事であると思います。

その中で制度や施策のみならず、この検証作業自体も常にスクラップ・アンド・ビルドしていくということが大事だなと思っております。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

本日御参加いただいている委員の方々からは、一通り御意見をいただいたところです。

私も皆さんの御意見に通じるころとしては、冒頭申し上げましたが、今回の立てつけとしては、市場検証会議の立てつけと似ているところはございますけれども、やはり付託されている審議事項のそれぞれの重さも、より重くなったという認識でおります。

こちらのほうは事務局にとって過大な業務になり過ぎないようにという御意見が多くございましたけれども、私も同様に思っておりますので、ぜひそちらのほうもしっかり見ていければと思っています。

そういうところでございまして、一通り御意見をいただいたところですが、もし事務局のほうから何か付言することがあればいただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

委員の皆様、コメントをいただきありがとうございます。多くの先生方から御指摘いただいている検証のボリュームといったところは、事務局としても重々理解しております。継続的に見ていく部分と、スクラップ・アンド・ビルドという形でスクラップして、新たに課題を見つけていく部分について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

前身の検証会議の頃からいろいろと御助言、御指導をいただいている先生方、そして新たにこの検証委員会から御参画いただいて、御助言、御指導をいただける先生方におかれましては、これからどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

資料1-3については、一通り皆様から御意見をいただいて、おおむねこの方向でしっかり議論していただくようにということで、事務局からもそのような回答だったと思います。

ぜひ、こちらのほうは意見募集もやっているところだと思いますので、今後もそちらのほうも併せて考え方を整理していただくようお願いできればと思います。

それでは差し支えないようでしたら、最後の議題となりますけれども、議題の3、事業者ヒアリングということで、本日はNTTデータグループの完全子会社化について、ヒアリングを実施するというごさいます。

本日のヒアリングのためにNTT様にも御参加をいただいておまして、ヒアリングに御協力いただきましたこと大変深く感謝を申し上げます。

まず事務局より、本日のヒアリングについて御説明をいただければと思います。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局でございます。総務省事業政策課の小杉でございませう。

資料1-5に基づきまして、NTTデータグループの完全子会社化に係る検証、これからヒアリングを行っていただきますが、御留意いただきたい点をまとめましたので、御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。NTTデータは、1985年の通信市場の自由化によってNTT法・電気通信事業法が制定されたわけですが、それから間もない3年後の1988年に、当時1社体制であったNTTからデータ通信事業を分離し、設立されたものでございませう。

分離の際に、NTTは、「新会社の設立により、市場の公正な競争条件を阻害しないよう、NTTとして下記のような配慮を行う」旨を公表し、先ほどの資料にも出てきましたが、これが現在までNTTデータに関する累次の公正競争条件とされているところではございませう。具体的には（1）出資比率の低下、（2）NTTとの人的関係、（3）回線の無差別公平な提供、（4）取引条件、（5）資材調達、（6）連結決算となっております。

2 ページ目を御覧ください。今回の事業者ヒアリング等による検証、NTTデータグループの完全子会社化の検証に当たっては、電気通信市場の競争状況が1988年から大きく変化している点を踏まえ、まずは前項の公正競争条件について、NTTは今後も遵守

していくと認められるかを確認するとともに、それら以外にもNTTデータグループの完全子会社化に伴う公正な競争環境への影響について確認していくことが考えられると思います。

この公正な競争環境への影響というのは、米印で少し書いていますけれども、例えばこの3つの課題に分類することができると思います。

1つ目は、NTT東西、これは電気通信事業法で一種指定設備設置事業者として上乗せ規制がかかっておりますので、NTT東西とNTTデータの関係に係る課題。

2つ目が、NTTドコモ、こちらも電気通信事業法で二種指定設備に係る市場支配的事業者として上乗せ規制がかかっておりますので、ドコモとNTTデータの関係に係る課題。

3つ目が、その他の公正競争確保に関する課題。

これらの有無について確認をしていくことが考えられると思っております。

また、下段、(注)になってはいますが、当委員会における事業者ヒアリングの結果については、先ほども出てきました2025年改正電気通信事業法に基づく公正競争関係の省令改正案を総務省で作成する際の参考とする予定としております。その案については、来年の1月頃に諮問する予定となっております。

なお、2025年改正電気通信事業法におきましては、本年2月の情報通信審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」を踏まえまして、累次の公正競争条件を法定化する、必要な条件は法定化するという答申をいただきましたので、これに関する改正を行っており、この具体的な公正競争条件は、総務省令にて定めることとなっております。こちらについても、ヒアリングの結果を踏まえて案を作成したいと思っております。

事務局からの説明は以上となります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明について、もし御質問があればいただければと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、ヒアリングのほうを始めたいと思います。

本日、大変お忙しいところ、NTT様には服部執行役員経営企画部門長様にお越しをいただいていると伺っております。まずNTT様から御説明をいただいた後、質疑・意見交換ということで進めてまいりたいと思います。

それでは、まずNTT様のほうから御説明をお願いできますでしょうか。

【NTT 服部経営企画部門長】 承知しました。NTT株式会社、服部でございます。

それでは、私のほうから今般のNTTデータグループの完全子会社化について御説明させていただきます。

前半で完全子会社化の目的や概要について御説明した後、後半で公正競争に対する影響に関する私どもの考えについて御説明させていただきます。

それでは、早速1枚めくっていただいて、今回の完全子会社化に向けてのNTTグループが目指す方向性でございます。

右下1ページ目で御覧いただいているものは、NTTグループの中期経営戦略ということで、2023年に公表したものです。こうした戦略に基づいてそれぞれの施策に取り組んでいるわけですが、「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTへ」という目標を掲げて取り組んでいる中でも、社会・産業のDX、データ利活用の強化、データセンターの拡張・高度化という大きな柱に関して、NTTデータグループが取り組んでいるITサービス、データセンターといった事業は、今後のNTTグループ成長の原動力と位置づけております。

この成長の柱となる事業に関して、より機動的な成長投資を行い、事業ポートフォリオを迅速にかつ適時に強化していきたいということが、今回の施策の目標でございます。

1枚めくっていただいて、翻って現在のNTTとNTTデータグループの資本関係は、課題をはらんでいると私どもは自己認識しております。その課題を解決するために、完全子会社化が必要だという認識に至ったということでございますが、少々込み入っておりますので、チャートを使いながら御説明させていただきます。

1枚めくっていただくと、私どものグループ会社の資本関係、データグループを中心としたところをまとめております。

まずNTT持株会社とNTTデータグループは、私どもが58%弱を保有する子会社ではあるのですが、親子ともに上場しております。共に上場しておるとはいえ、株主構成は違いますので、それぞれの株主を抱えながら、親子の間で利益相反が生じ得る関係ということが一つございます。一般的に親子上場については、利益相反のリスクがあるということは指摘されておりますので、私どもも例外ではないということがございます。

その上で、これまでの会社の再編の歴史もございまして、NTTグループの中でも海外事業を主に担当しておりますNTT DATA, Inc. という子会社が、データグ

ループの配下にあるのですが、この母体となった幾つかの子会社をNTT持株会社で直接保有していたこともございまして、資本関係としては55対45の双方から出資した子会社という関係でございます。そういう多層の資本関係があることで、意思決定プロセスが現状では必要以上に複雑だという認識を持っております。

加えまして、こうしたNTTデータ、NTT DATA, Inc. とそれ以外のNTTグループで、相互に連携を深めていく中で、経営資源をこの成長ドライバーなるNTTデータグループに投下していきたいわけですが。そういう中では、NTTデータグループは、独自の株主を抱え、私どもも上場会社として、株主を抱えている中で、そうした経営資源の投下に伴う諸条件ですとか、リターンの取り方といったことについて、双方の株式がそれぞれに最善だと判断できるような説明を尽くしていかなければいけないという状況もございます。

こうした3つの制約があって、戦略の整合を持株とデータの間で取っていくこと、あるいは個々のリソースの移動といったところに時間も要しますし、なかなか迅速に行えていないという反省もありまして、こういった課題を、まずNTTデータグループを完全子会社化して100%化することで、資本関係をシンプルにして、意思決定を一元化していく。さらにはデータグループが完全子会社になった暁には、その子会社との関係も含めてシンプルな構造にしていきたいという狙いが、まず一つございました。

もう一枚めくっていただいて、完全子会社化の目的を改めて整理いたしますと、一つは、今申し上げたとおり、意思決定プロセスを一元化することで、データグループが、グループ全体のグローバル・ソリューション事業の中心的な役割を果たしていくために必要な体制を構築するということと、グローバルのソリューション市場というのは非常に急速な環境変化が起きておりますので、その変化に対応して適時に機動的な意思決定を行って、成長投資を迅速に行っていく必要がある。こうしたことを実現することで、データグループの成長をさらに加速して、NTTグループ全体としての成長を実現していきたいということが、今回のディールの目的でございます。

もう一枚めくっていただいて、今回の子会社化の概要としては、5月9日から公開買付けを行いまして、現在、81.75%まで議決権所有割合が高まっております。8月下旬にNTTデータグループの臨時株主総会を開催しまして、株式併合の決議を行うことで、今後さらに完全子会社化に向けた手続を進めていく予定でございます。予定どおりに進めば、9月末頃までに完全子会社化が完了するようなスケジュールで、現在、準備を進

めているところがございます。

もう1枚めくっていただいて、ここからが電気通信市場の公正競争に与える影響についての当社の考えでございます。このページがサマリーでございます。何点か理由があります。その上で、全体としては、もはやルール整備が進んでいるということやソリューション市場の特性を踏まえれば、今回の完全子会社化で電気通信市場の公正競争に与える悪影響はないと私ども考えているわけですが、理由のほうを一つ一つ御説明させていただきます。

まず1つ目については、1枚めくった7枚目にもう少し詳しくまとめております。1点目というのは、電気通信事業市場というよりは、より一般的な公正競争あるいは独占禁止法に定める企業結合の観点での考察でございます。私どもは既に過半数の株式を保有しておりましたので、その保有比率が過半を超えた上で100%になっても、公正競争に与える影響はないだろうということが、一般的な公正競争の考え方かなと思っております。

独占禁止法における企業結合審査においては同一企業集団内、私どもは過半を持っていますので、同一企業集団と捉えられるわけですが、この中で結合関係の形成・維持・強化が起こった。つまり、51%からさらに比率が上がっていくとか、あるいはもともと共通支配下にある企業集団の中で、企業が合併したということが起きて、企業集団自体の数は変動しませんので、市場支配力には影響しないだろうという考え方で、個々の取引が取り扱われているものと認識しております。実際、企業結合審査における運用指針においても、「従来から結合関係にあったものが合併して単に組織変更にすぎない場合などについては、市場における競争への影響はほとんどない」とされておりますので、一般的な公正競争の考え方では、今回のように子会社の持分比率を上げていくということは大きな影響がないと考えられるのではないかと、理由の1つ目でございます。

戻っていただいて、2つ目の理由に関しては、先ほど事務局のほうからも御説明いただいたとおり、私どもが分社時に公表した「公正競争条件への配慮事項」について、私ども固有の状況について考察したところがございます。

これについては、8枚目に行っていただけますでしょうか。私どもが分社時に公表した配慮事項について一覧で御覧いただいておりますが、こうした配慮事項のそれぞれについては、1988年の分社以降に様々な制度の整備が進んでおりまして、法律や指針によ

って公正競争を担保するような仕組みづくりが進んでいるということが、私どもの認識でございます。

1つ目の回線設備の公平な提供、2つ目の共同資材調達の禁止に関しては、まず、1997年に一種指定設備規制ということで規制が導入されまして、さらに2001年には禁止行為規制が整備されております。共同調達に関しては、2020年に指針が整理されております。それぞれ法定化等によって公正競争条件はきちりと定められているという認識でございます。さらに在籍出向の禁止や取引条件の公平性の確保といった観点についても、今般の2025年の事業法改正で累次の公正競争条件から法定化が進められているということでございます。こうした形で①から④までの配慮事項については、法定化、制度化が進んでいるという認識です。その上で、出資比率の低下については、私どもはこの配慮事項として宣言させていただいたのですが、こうした①から④のような公正競争条件を私どもが守っていくことを担保するための措置という側面があったと認識しております。上記のとおり、ルールが整備された現在においては、出資比率という形で、その実現を担保するという必要性は薄れていると考えております。

さらに6ページに戻って、3点目でございます。3点目は、ソリューション市場と電気通信市場の関係でございます。NTTデータは、彼らが主戦場としておりますソリューション市場において、シェアは11%でございますので、市場支配的な地位にないと考えています。

参考にデータを御覧いただきますと、委員の皆様限りで、9ページにシェアの一覧を御覧いただけるように御用意しています。ソリューション市場におけるシェアは、全体としては11%にとどまっていますし、2位以下の競合他社もシェアが拮抗していますので、支配的な地位というようには考えにくいかなと考えております。

もう一度6ページに戻っていただくと、その上で、全体として11%というシェアにとどまっているということと、もう一つ考慮すべき観点としては、このソリューション市場におけるS I e rというのは、顧客ニーズに応じて様々なキャリアのサービスから最適なものを選択するということをお客様からも強く求められております。ネットワークサービスでは非常に競争事業者も多くて、コモディティ化も進んでいる中で、恣意的にネットワークについてお客様の意向を無視して選択していくということは、非常に難しいというS I e rとしての制約がございます。そういった制約の中で事業を営まなければいけないNTTデータの立場を考えますと、このシェアとも相まって電気通信市場に

対する影響力はないと認識しております。

以上の3点を考えますと、既に公正競争を担保するためのルールは法定化が進んでいるということ、ソリューション市場の特性を考えると、NTTデータが恣意的に電気通信市場に影響を与えていくことが質的にも難しいということを考えますと、今回私どもが行っている完全子会社化が電気通信市場の公正競争に悪い影響を与えることはないと思っております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 NTT様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して御発言等をいただければと思います。チャット欄にてお知らせいただければ、指名させていただきます。いかがでしょうか。

それでは、まず林委員からお願いします。

【林委員】 NTT様、御説明をどうもありがとうございました。2点質問がございます。

1点目は質問というより、むしろお願いかもしれないのですが、これまでNTT東西だとかドコモについては、累次の市場検証等によって、公正競争を判断する上で必要なデータとか指標を、この会議の前身の市場検証会議等で子細に検討してきたわけですが、NTTデータについては、これまで市場検証でメインの組上に載っていなかったということもあって、そういった分析材料やデータについて、事務局を含めて我々は十分に持ち合わせていないという嫌いがあるかと思っております。

例えば9ページで、これは委員限りですので、あんまり言及できませんが、ソリューション市場でのシェアを挙げていただいています。そもそも一口にソリューション市場といっても、様々な応用分野がございます。ソリューション市場の中の個別の市場で、どういった事業者がプレーヤーなのか、あるいは市場シェア以外に市場支配力を規定する、あるいは打ち消す要因は何であるか。あるいは、ソリューション市場以外にもデータセンターの市場においても、NTTデータさんは主要プレーヤーだと思いますけれども、そこでのシェアとか競争上の地位はどうなのか。あるいは、昨今ではデータセンターがソリューション市場の一部として組み込まれていますので、両者はそもそも密接に関わっていますので、その辺り、隣接市場も含めて検討する必要がないのか、どうか。あるいは、そもそも見るべき市場は国内の市場だけでよいのか。世界市場における地位など、いろいろ気になるところ、子細に見ていきたい項目もございます。

恐らくこういうところは、今日は時間の制約もあって、説明を割愛された部分も多々

あるかと思imasので、後日で構いませんので、本日の御主張を裏づけるような、さらに詳しい定量的・定性的なデータあるいは指標を、事務局に御提供いただけないでしょうかということでもあります。それを事務局のほうで精査、整理していただいた上で、必要に応じて、この検証委員会でさらにもんでいくという形で深掘りというか、考えていきたいと思っております。これが1点目です。

2点目は、NTTドコモの完全子会社化の際は、TOBの完了後に、これも前身の検証会議の下に公正競争確保の在り方に関する検討会議を設けて、公正競争確保の観点から必要な施策についての検討を行われたということは記憶に新しいところです。その間、ドコモグループの中で事業統合が行われて、それは公正競争上の議論がいろいろ指摘されて、令和4年度の市場検証では、ドコモというのは他社の要請があれば真摯に協議をして、自己の関係事業者と一体となった排他的な営業・業務を行わないという措置が講じられたと記憶しているところです。今般のデータの子会社化においても、同じ法人市場で事業を行うデータグループの中で、グループの事業再編などがさらに進めば、同じような公正競争の影響も見ていく必要が指摘されているし、現に競合他社さんからはそういう懸念も指摘されているところだと思います。この点について、現時点でNTT様としてはどのように考えていらっしゃるのかということです。その辺り可能な範囲でお考えをお聞かせいただきたいということが、2点目であります。

すみません、長くなりました。以上です。

【大橋主査】 とんでもない。ありがとうございます。

佐藤委員の御発言もいただいて、その後にNTT様から御回答をいただければと思います。

それでは、佐藤委員お願いします。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤でございます。

先ほどの林委員の1点目と相当同じような意見でございます。こちらのシェア自身はよいのですが、問題はネットワークをどのように活用されているのかであったり、ネットワーク自身の価格であったり、やはり詳細を見ない限りでは、私もこの情報だけでは、どのように判断していいのかは分かりかねます。可能でありましたら、詳細なデータを公表しろと言うつもりは全くございませんけれども、お教えいただければと思います。

それに関連しまして、やはり法定化されているからこそ、もう大丈夫だろうというこ

とは、いささか勇み足かと思えます。つまり 1988 年のうちに配慮事項という形になったものから法定化せざるを得なかったというところを考えますと、やはり一方で実態がどのようになっているのかということを見ることが必要もあるのかと思えます。やはりそれについても詳細なデータがない限りには、我々は判断をしかねますので、できる限り詳細な情報が分かるような資料を御提供いただければと思います。お願いでございます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

現時点でお手が挙がっている委員からは御発言をいただいたので、NTT様のほうから、現時点での委員のコメントの受け止めについていただいてもよろしいでしょうか。

【NTT 服部経営企画部門長】 承知しました。

まず1点目、データ提供に関しましては、今、御例示いただいたような、今日カバーできなかったデータセンター市場におけるシェアですとか、あるいは回線について、NTTデータがどの程度のボリュームを扱っているのか、それが私どもの営業ですとか、あるいは市場全体に対してどれぐらいの割合なのかということについては、別途、委員の皆様へ御報告させていただきたいと思えます。

競争についてどんな影響があるのかということ、基本的にはソリューション事業に関わる存在感を考えると、電気通信事業に対する影響は大きくないということが私どもの考え方なので、どういうお考えですかと問われれば、そういうことではあります。

その中で、これまで上場廃止という取引の性質上、グループ会社とはいえ、持株会社である私どもとNTTデータグループという当事者以外には、あまり情報を共有せずこの取引を進めてきたこともございます。もともとの取引の狙いとしておりました、どうやってこのNTTデータグループをドライバーとして競争力を高めていくかというようなことは、今後具体的に検討をさせていただく予定でございます。

ただ現時点で、ドコモを完全子会社化した直後のように、特定の組織再編について、はっきりと特定して実行を予定しているということではございません。現時点で見えているところで言いますと、先ほどスライドの中でも御紹介したように、NTTデータグループの傘下の子会社との資本関係が複雑になり過ぎているところがございます。

例に挙げさせていただいたNTT DATA, INC. との資本関係ですとか、さらにはその配下にデータセンター事業を営むグローバルデータセンターという会社があるのですけれども、こういうところにもグループ各社からの資本が入っていたりしますの

で、そういった資本関係を整理し、シンプル且つ迅速に意思決定をできるような体制をつくっていくというような考えは持っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もし追加の御質問でも、あるいはその他の視点からでの御意見でも構わないですが、いかがでしょうか。

それでは、西村委員からお願いできますでしょうか。

【西村専門委員】 中央大学の西村でございます。

事務局、それからNTT様、御説明ありがとうございました。私からは、コメントということで発言をさせていただければと思っております。

今回御説明いただいております、そして今投影していただいております3枚目の完全子会社の趣旨という意味での関係図ではございますが、もちろんこれはあくまでも完全子会社の趣旨ということで構成して御説明いただいたわけですが、やはり事務局からも御提示いただいた公正競争との関係を考える上での切り分けでございます、NTT東西あるいはNTTドコモとの関係は、NTT様の資料の10枚目でも全体構造を併せて見るができますので、そういった意味で考えていければと思っております。

これというのも、やはり先ほど来御説明がありましたとおり、S I e rの顧客といったところから、顧客の足回りといったものを都度選択といった競争状況の御説明、ロジックは、一応納得感があるとは思いますが、さはさりながらNTT東西、NTTドコモのネットワークサービスの地位ということを見ると、やはり今後予定されております競合他社様の御意見等も含めて考えていければと思つた次第でございます。以上、感想でございました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。林委員、お願いいたします。

【林委員】 2巡目で大変恐縮です。

もう1点お聞きしたいことは、今回NTTデータの完全子会社化のNTTグループにとってのメリットというのは、よく分かりました。3ページの資本関係をきれいにするというグループにとってのメリットは分かったのですが、これが日本あるいは日本国民にとって、どういうメリットがあるのかということが分からないところです。

1 ページ目にちらっと書いてあるのですけれども、お客様体験の高度化、従業員体験の高度化、あるいはサステナブル社会を支えるNTTへ、といった中期経営戦略からの引用部分は分かったのですけれども、もう少し具体的にお示しをいただきたい。例えば、今、NTTグループが総力を挙げて進めておられるIOWN構想の実現にとって、このデータの完全子会社化はさらに推進力になるのか。一般市民にとってのメリットというか、その辺りも決意表明的なところを教えてくださいませんか。

【大橋主査】 西村委員からはコメントというか、感想というところの御発言だったと思いますし、林委員からは明示的な御質問もあったところですのでけれども、もしNTT様のほうで、現時点での御感想、コメントがあればいただけますでしょうか。

【NTT 服部経営企画部門長】 承知しました。

お客様ですとか、ひいては日本全体あるいは産業に対する貢献という観点で申し上げますと、今スライドで御覧いただいているような社会・産業のDX、データ利活用を進めていくうえでの主要な担い手がNTTデータグループです。彼らへの成長投資が円滑に進んでいくということは、そうした日本全体のDXですとか、AIの社会実装といった今の社会課題の解決についても、これまで以上に適時に必要な投資を行って、よりお客様のニーズに的確に答えていけるような体制がつかれると考えております。

また一方で日本と世界という対比の中で、私どもから何が貢献できるかという観点で、もう少し広げて申し上げますと、今、林先生のほうからも例を挙げていただいたとおり、私どもはIOWN構想の実現を通じて、電気通信市場ですとか、より広い意味でのICT市場のゲームチェンジを図っていくというようなことを大きな方向性と考えております。

まず、このIOWN構想の実現、光電融合デバイスですとか、またそれをさらにコンピューティングに適用していくといったような構想の実現を図っていくということを前提に、それをさらに様々なお客様にお届けする。さらには日本を超えて海外にも展開していくと考えた場合に、そうした社会への実装の主要な担い手となるNTTデータ、海外ではNTT DATA, INC. の成長がさらに加速されることは、この構想の実現に大いに貢献できる場所かなと思っております。実際にIOWNを例に取ってみると、APNを活用して、遠隔のデータセンター同士を低遅延・高速で結んで分散型のデータセンターを実装するというようなことの実証実験は、欧米でも実現しております。インドでも3つのデータセンターをつないで、分散されたデータセンターを同時に一つのデ

ータセンターかのように使えるような整備、実証は進めています。

そうした活動も含めて、より加速していけると思いますし、そういったことが実現することは、産業のDXとか、I OWN構想の実現を通じて、産業全体の活性化に貢献していけるものと考えておりますし、一刻も早く実現していかなければいけないと認識しているところでございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もし追加で、2回、3回と話していただいて全く問題ないのですが、あるいは新規で御質問があればとは思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

もし事務局のほうから何かあればと思えますけど、事務局のほうは大丈夫ですか。

失礼しました。林委員、どうぞ。

【林委員】 何回も本当にくどいようで恐縮です。

これはNTT様というよりも、事務局への今後の進め方についてのリクエスト、お願いです。今後、今日のNTT様のプレゼンテーションを踏まえて、恐らく競合他社のほうにも、あるいは関係事業者のほうにヒアリングが予定されているのではないかと。もう既にありました。予定されているということなので、今日のNTT様の御説明を受けて、それとかみ合う形での立論というか、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。お互いの主張なり、見解をただすれ違う形で投げ合うだけだと、議論が深まらないおそれがあるので、今日のNTT様も当然そう考えていらっしゃると思えますけど、競合他社の意見・主張を踏まえて、そういった意見・主張に対して、自分たちは逆にこう考えるとか、我々第三者が見て、議論の対立点というか、論点が分かるような形で構成していただくと、非常に見通しがよくなるかと思えます。これは事務局を通じて、各社様をお願いをしていただければ幸いです。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局、小杉でございます。

林先生の御指摘はごもっともかと思えますので、次回プレゼンされる競争事業者各社様とは、御指摘の点を踏まえて調整したいと思います。

【大橋主査】 ほかは、皆さんのほうは大丈夫そうですか。ありがとうございます。

議論はまだ続きますので、もし後日、何かこういう点も実は質問しておけばよかった

等があれば、事務局なり、あるいは私のほうにお知らせいただければ、可能な範囲で御回答を求めていくような形も取れるのかなとは思いますが。

それでは、取りあえずヒアリングのほうは以上とさせていただきます。本日、幾つかデータに関する要望とか、これは公正競争条件に関わる点ということではございますけれども、こちらのほうを含めて、引き続きNTT様におかれてはいろいろ御対応いただくこともあるかもしれないと思いますが、そちらのほうも併せてお願いしつつ、本日プレゼンのほうのお時間をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、事務局におかれては本日のヒアリングを踏まえて、NTTデータグループの完全子会社化に関する検証について、しっかり検討・整理のほうを進めていただくということをお願いできればと思います。

それでは、以上で一応議題のほうは終了ということになりますけれども、全体を通じて、もし委員の方でお気づきの点がありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、最後に事務局からもし何かあればお知らせいただけますか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証委員会の日程につきましては、別途、事務局より御連絡を差し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会のほうは終了とさせていただきます。大変お忙しいところ、闊達な意見交換をさせていただきましてありがとうございます。